



遠近新聞
第十一號



定價一匁

西垣文庫
文庫 10
7265
9



特 文庫10
7265
9

○五月四日伊豆守殿に渡り書付写
御幼年之儀に付 御後見之儀松平確堂殿へと在之
小 枕 大総督府より作出し趣し有之小に付佐頼と
成し間為心得向し一可と達し

西垣文庫

5720

遠近新聞第十一号

慶應四年五月五日

辰二月七日同十二日 兩度於駿府 兩宮御應接之
大略

七日四時 東宮御登營上段に 有栖川帥宮と御對
座下段左に橋本中納言柳原侍從右に正親町左中將
西四辻大夫着坐時より 東宮出て徳川公の直書帥宮
より呈して云□□正月歸東の後營中謹慎之處猶御追
討師發向之趣深恐入二月十二日東叡山祖先墳墓より
開居松僧泣血哀訴実より不忍の次第何分にも寛大

遠近新聞

第十一号

五十二

之 天裁奉仰てんさいほうおやう 帥宮乃讀其書畢すいみやうのよみまはる 四卿ししやう 傳つたへ下
於是こゝに 帥宮曰く□□元御暇賜りもとみよりのあひたまはる 會桑くわいそうと先鋒せんぽうと
一奉いっぺん 犯爾下反狀はんじやく 顯然げんぜん 既すでに 主上親征しゆじやうしんせいの次第しだいと四
卿皆云く親征重大の事しんせいじゆうたいのじ 東台とうたいに閑居かんこと輕罪けいざい非可ひか此こゝ且
書中今以先供の行違ゆきちがひと虚飾きよじやくの趣甚不得其意そのよしをえず 御
門主かどぬし此方定こゝにて探索たんさくありせららん又只恭順きんじゆんと云ひ御
追討使おひたし猶與なほと云絶つたて謝罪しやざいの实效じつこうあり 豈あや田た大駕赦重たいかじやくじゆう
愆とがにまはらんやと 東宮曰く不詳ふしやう事實じじつ而しかも哀訴あひすする
と法中疎しよ世事せじ闕見けつけん聞故きんこあり誠まことに不堪かた赫くつ然ぜん然ぜんとども
予よ這進こゝに駕かものり若必追討しやくひしゆたうせば數万臣子の至痛しゆたう必一

一夫激哉いっふうげきさい 万卒響應まんそくきやうおう 終つひに億万塗炭いっぴんぬたんに至いたらん然しかも
王政一新わうせい 專行せんかう 仁德にとく 時倍ときばい 懊惱おうなう 宸襟しんきん 此余こゝにの所以ゆゑ 尤不
忍也しのぶ 皆云く誠まことに殊勝しゆせうの心事しんじあり然安しかん 宸襟しんきん 救億
万人いっぴん 只ただ□□一身いっしんの上うへに在ある 東宮曰く然しからん何
如いかん可たがらん皆云く□□の爲ために人豈不足ひとあらず知之乎しるやと
帥宮曰く某の所宮ところみやうあり御上京ごじやうきやうに見合けんあひ何なにも東帰
の上うへに此事このことを□□に告玉つげたまふべし 既すでに幾旬いくしゆんの閑話
ありて後皆云彼是あつち 御門主ごかどぬし此方こゝにの哀訴あひすを空あかくして
不相成事ふさうせいじ 何なにもも熟考評議じやくかうへいぎの上うへに返答へんたうの上うへに
東宮曰委細いさいの儀ぎに執當しやくたうよりり上うへに 於是こゝに橋本柳原

二卿進日登向の暇乞て退く尋りて 東宮も休息
所よ轉坐ま次よ於對面所龍王院覺王院自證院着坐
參謀兩卿よ拜謁中入るゝ 処武家參謀兩人出る 薩州西郷吉助
宇波島 林政齋 曰く拙者共相伺可や昔兩卿命と時よ覺王院
より 東宮の口上書と示し次よ徳川公の直書の写
を示し次よ一橋公の直書其外列藩六十余名の哀訴
状と示し次よ徳川公會藩初め御所置の直書并よ
東宮の添書と示して曰く書中不審の事あり可
尋と兩人乃逐一を讀了て兩卿へ上告りて退き半
時を経て再會して云く御書付類兩卿披見具よ承知

致さきと何るも熟考評議の上可及返答今日の別段御
逢不_レ成旨や聞
十二日已刻御登營上段りて 有栖川帥官と御對座
下段よ參謀兩卿 正親町左中将 西四辻太夫 着座時よ帥官云く東台寺
中よ謹慎せらるゝの自分隨意の事 主上親征よ比_レ迄
の固より怪重不相當況や寺中よ謹慎せらるゝの東都の
者への之を知るとも遠国僻郷普く知るよ非_レ走何を以
てろ天下万民よ示さんや且一紙の謝罪書但一身を
罰せらるゝ等とりぬ而巳よして謝罪の実効あり未
堪 奏聞と於是 東宮憮然として曰く 雖然必征討

を爲在時の□□に於ては恭順を全せしむるも都下數
万人人民必動乱して徳川氏社稷存亡切迫の極數万臣
子の至情必一夫激呼万卒響應の變を生じ終に億萬
塗炭に至ん然る時の王政復古仁政の初益宸襟を
悩まべし此余の深く所懼也請諒察せよ 帥宮曰く
回 宸襟謝其罪救塗炭只□□一身の上よ
ある而已と乃返徳川公の由直書參謀兩卿亦退坐を
東宮進膝て私に 帥宮言て云く爲哀訴遠到之空手
よして還る何を以て見□□乎且數万の臣子鎮靜到
于今者の予が哀訴必成功まべしと思へる故あり今

日の事還告げバ恐くの變動せん敢て問ふ如何せば
堪爲謝罪の道 帥宮曰く其事已に内談し置先よ盍
問之 東宮曰く嚴議恐不容私語故也と於是 帥宮
曰休息所よて參謀兩卿を召して問玉へ乃ち其言の
如き兩卿云く謝罪の道無他軍門に謝罪獻大城及軍
器軍艦耳如此あれば則寛典に処之□□を因備よ托
し全其身命必立其社稷具に武家參謀より執當へ内
談まべしと次に對面所よて覺王院自證院へ林政十
郎面會して云く西郷の昨日癸丑に舟拙者より速
以抑朝敵と事ハ至て重き事よて古入鹿將門澄友

等の事旧史又見へる通り近來長洲の如き福原初
 の首級を献むる等云々其時の徳川家内所置りて至
 當とも不存也然當時至誠 朝廷に貫徹し御赦免は
 ありりり又此度王政復古の初よりて殊に外国交際
 の時多れば何事も考究して條理の立を正論とて條
 理の不立を不正とせ然らざれば万国に推及する事
 不能故也扱徳川家此度の事は何も軍門に謝罪
 献大城軍器軍艦家臣を向島に移し謝罪の実効を立
 登りと乃 帥宮内方の御口上書初不残差戻して云
 く徳川氏御直書の如き且正月三日會衆を先鋒と

て奉犯 阙下會衆敗走し及んで猶臣子の擁蔽あり
 むと御仁恕を爲在しは坂城より麾下の士屢出戦ま
 是に依て七日八日に至りて断然朝敵を処せしむる何ぞ
 猶先供行違と虚飾するや覺王院云関東の者中分は
 會衆其外麾下の出舎し及しる 天朝奉對一人も弓
 を挽くものい決して無之積と一同噂のささと林不
 答又曰く四方の士民輻湊の地多きは万一心得違の
 者有之哉も難測と云が如き其君既し恭順して其臣
 等の疎暴を禁むる事不能者の恭順不至が故也と覺
 王院云く其君恭順至と云る其臣とて王家社稷存

亡の際家眷流離の時心乱魂銷は疎暴の發はるも不
亦宜乎此 朝廷を怨恨はるも非也や至情の勢令然
者也何ぞ其君も及し尤めんや林亦不答又云く東台
も謹慎はるるの自分随意の事 主上親征と輕重不相
當覺王院曰書中既云く何様由沙汰由座外共聊
遺憾ありと云へり今此は一の臣子あり罪を君父も
得て云く一身を罰し至へ聊も恨みありと豈此外も
謝罪の道ありんや林遂も不答少間ありて云く彼是
議論はる内も東海道の官軍の 東宮の御哀訴も
決して川崎内へ進み入ざれども中山道甲府の方

の追々江戸へ迫り不都合の事も有らん速に江戸に
歸り此旨を報告するも如きと既も恭順を尽す玉ふ上
の速に謝罪の道を立玉ふべし若しや東台の御寓居
へ官軍の者迫り要して出る様もその不都合ありん
夫より御逆習四五拾人も由召連軍器を帶き小田原
城も入せしと因備等も托して謝罪の事を先鋒
両卿へ申入玉ふ速に道も立寛典も処之徳川氏御
自分無別条由家も必立づる又曰麾下の士の中
論を唱ふる者も随分有之由大久保一翁もても差向
有らる具も談判もべしと自證院曰因備も托する事

親藩の三家が然るべきや覚王院曰く 東宮御方既
 哀訴する上り亦可ろん林某曰く 宮様もても
 宜ろん覚王院曰此後猶内談も致さべし退て熟考
 断然猛省翌十三日発程十六日未刻西城に報しや
 申郎惠恩院より徳川公に拜謁の上具言上 東宮
 より十四日発程廿日帰山し玉ふ

